

## 福祉資金 福祉費⑫ その他一時経費

▶ その他、日常生活上一時的に必要な経費

### 1. 貸付対象となる資金使途

- ・低所得世帯の日常生活上一時的に必要な特別資金（冬の暖房用燃料費、修学旅行費用、帰省費用、年金の掛け金等）に要する費用
- ・障害者の自動車に限り、車検、修理、車庫等の維持に必要な経費

### 2. 貸付条件

貸付限度額	償還期間	据置期間	連帯保証人	貸付利子
500,000 円	3 年以内	原則なし (必要な場合は6ヶ月以内 送金月の翌月から起算)	原則 1 名	無利子 (連帯保証人がいない 場合は年 1.5%)

### 3. 申込みに必要な書類

<input checked="" type="checkbox"/>	書類	備考
	生活福祉資金借入申込書	(所定の様式)
	世帯全員の住民票	3ヶ月以内に発行されたもの(※1)
	世帯で収入のある者全員の所得証明書	前年の所得が確認でき、3ヶ月以内に発行されたもの(※2)
	障害者手帳の写し 及び 障害年金額の分かるもの	<b>障害者世帯の場合のみ</b> ※障害者手帳がない場合は、障害福祉サービスの利用状況等の分かるもの
	介護保険証の写し	<b>高齢者世帯の場合のみ</b>
	証明書	・修学旅行費用の場合： 在学証明書(原本)、旅行の内容がわかる資料
	かかる経費のわかる見積書等	
	連帯保証人の所得証明書	前年の所得が確認でき、3ヶ月以内に発行されたもの(※2)

※貸付審査に際し、必要に応じて上記以外にも追加書類の提出を求めることがあります。

※1 外国人の方は、「在留資格」、「在留期間」、「在留期間満了の日」が確認できるもの。

※2 自営業の場合、確定申告書の写しも添付。また勤続年数が短い等の場合、直近3ヶ月の給与明細等の写しも添付。